

平成30年6月29日

各 位

会 社 名 五洋インテックス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大脇 功嗣
(JASDAQ・コード7519)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役 小林 光博
電 話 0568-76-1050

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成30年6月4日付「平成30年3月期決算短信の公表ならびに過年度の決算短信等の訂正版の公表および過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を東海財務局に提出いたしました。

本日、下記の有価証券報告書の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する600万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

記

第38期 有価証券報告書（平成27年6月29日提出）

当社は、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討いたしますが、特段の事情がない限り事実及び納付すべき課徴金の額を認める方針であり、決定次第改めてお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上